

消防用設備等設置届出書の概要及び提出方法等

届出書の概要

防火対象物の関係者は、消防用設備等または特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了したときには、その旨を工事が完了した日から4日以内に消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

届出方法等

届出時期

消防用設備等または特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から4日以内。

届出場所

設備を設置した場所を所轄する消防署

(詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。)

添付書類

- 試験結果報告書

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。

